

「合同現地踏査」実施要領

1 目的

合同現地踏査は、受託者及び委託者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報等を確認し、設計方針等を共有することにより、設計成果の品質向上を図ることを目的とする。

2 対象業務

原則、橋梁、トンネル、河川構造物等の大規模構造物に関する詳細設計業務を対象とする。

なお、その他の設計業務についても、合同現地踏査が有効な業務においては積極的に実施する。

3 実施内容

設計に際し留意すべき現地の詳細状況や制約等を受託者及び委託者が合同で確認する。

[確認する内容例]

設計条件、施工の留意点、関連事業の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

4 実施体制

- ・受託者：主任技術者、担当技術者
- ・委託者：主任監督員、担当監督員

5 積算方法

合同現地踏査に係る直接人件費については、以下の人工を計上する。

区分	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備考
合同現地踏査	0.5		0.5		一回当たり

6 留意事項

- ・受託者及び委託者間で事前に確認事項を整理するなど、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- ・実施後は、受託者は実施内容を打合せ記録簿に記録し、受託者及び委託者間で情報共有を徹底する。
- ・受託者及び委託者間の協議により、複数回実施することも可能とする。

7 適用

本要領は、令和5年4月15日以降に起工し、公告等を行う案件から適用する。